

会 議 録

1 会議名

第4回浦川原区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

（1）協議（公開）

・「浦川原谷ゲートボールハウスの廃止について」の諮問に対する答申について

（2）報告（公開）

ア 会長報告

イ 委員報告

・第3回浦川原区イノシシ被害防止対策検討会の開催結果について

ウ 市からの報告

・「上越市過疎地域持続的発展計画」策定についての事前説明

（3）その他（公開）

・浦川原区地域協議会委員研修（素案）について

3 開催日時

令和3年7月27日（火）午後6時30分から7時34分まで

4 開催場所

浦川原コミュニティプラザ

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委 員：赤川義男、池田幸博副会長、北澤誠、五井野利一、杉田和久、藤田宏禎会長、宮川勇、村松進副会長

・事務局：浦川原区総合事務所横田所長、小嶋次長、大橋次長、産業グループ山本グループ長、建設グループ渡辺グループ長、市民生活・福祉グループ市村グループ長、春日上席保健師長、教育・文化グループ山崎グループ長、総務・地域振興グループ北澤班長、向井主任、西條主事、自治・地域振興課田中課長、岡村係長

8 発言の内容

【藤田会長】

- ・会議の開会を宣言。
- ・出席者は8人。欠席者は、相澤委員、小野委員、春日委員、北澤正彦委員。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しているので、会議が成立する旨を報告。
- ・会議録の確認：北澤誠委員に依頼。

【藤田会長】

それでは、次第の「2 協議」に入る。

諮問第70号「浦川原谷ゲートボールハウスの廃止について」、前回の地域協議会において、出席委員全員が施設を廃止することに支障はないという意見で一致した。この結果を受けて、資料1の答申案のとおり「地域住民の生活に支障はないものと認める」として、本日付けで答申することとしてよいか。

(会場内から「はい。」の声)

それでは、支障なしとして本日付けで答申する。

【藤田会長】

次に、次第の「3 報告」に移る。(1)会長報告として、1件報告する。

この件については、今、この場で結論が出るものではないが、今後、行政との調整もあるので報告させていただく。もっと早く報告して協議していただこうと考えていたが、新年度に入り、地域活動支援事業の審査等々あり、前回までここに至ることができなかった。

昨年 of 年末から本年1月初旬の降雪対策について、有島町内会及び釜淵町内会の2人の女性から申し出があり、4月15日木曜日、午後2時から1時間ほどNPO法人夢あふれるまち浦川原の事務所で面会した。面会の趣旨としては、「降雪期に雪が一斉に降る中で、支援の必要な人が優先されることは了解できるが、私たちは高齢でありながら懸命に努力して住民税を納めている。その中で、相談できる行政対応については大変不満である。自分たちで行う除排雪には限界があり、そこで生活する支援の必要な人を第一の優先としなければならないが、一般高齢者も降雪時において条件は同じではないか。近隣の親族に協力を願えということであるが、これができるようであれば相談しない。」ということであった。

相談者に対しては、これは行政との協議が必要であるという前提の上でお話させていただいた。NPO法人をはじめ、屋根の雪下ろしを行う業者はいるが、民生委員等も含めて調整会議のようなものが必要ではないか。そして優先順位を決めて対応してはどうか。誰もが降雪時に早く排雪を行いたいという気持ちは一緒である。建物の強度や支援の優先順位、近所

の方々の協力体制などを総合的に考慮した上で順番を付けて当事者に知らせるなど、混乱を招かないような排雪の方法はないだろうかという私の考えを会話の中で申し上げた。

今後、対応の仕方や排雪作業の優先順位について、雪下ろしの業者も含めて検討が必要ではないかと痛感した。お二人の申し入れについてはまだ回答していないので、皆さんから意見をいただき、行政の立場も踏まえて協議していきたいと考えている。以上で会長報告を終わる。

【藤田会長】

続いて、(2) 委員報告として、「第3回浦川原区イノシシ被害防止対策検討会の開催結果について」、池田副会長から報告をお願いします。

【池田副会長】

資料2に沿って報告する。6月29日火曜日、午前9時30分から浦川原地区公民館で、第3回イノシシ被害防止対策検討会が開催された。関係する団体、総合事務所など合計で16人が出席し、そのうち当協議会からは、相澤委員、村松副会長、私の3人が出席した。

「1 情報共有」として、上越市及び鳥獣被害防止対策協議会の取組についてである。(1) 5月20日、イノシシ除けネットの設置。飯室町内会の協力のもと、旧末広小学校の校舎東側に120メートル設置した。(2) 鳥獣被害対策実施隊による取組について、4月9日に安塚、浦川原、大島区的全町内会に箱罾の取組を打診し、5月28日に6町内会を選定して箱罾を引き渡した。(3) 集落環境診断について、区内では東俣町内会で取組を開始。環境診断とは、専門家の指導のもと、現地調査、対策の立案と実行、対策の効果検証までの一連の工程を集落ぐるみで取り組むものである。(4) 電気柵の新設。当区では7月7日に要望集落に配付済み。

続いて「2 報告」である。(1) くくり罾技術向上研修が6月20日に開催された。座学と実技による研修が行われ、14人が出席した。(2) 区内への情報提供として、総合事務所の広報誌だんらん4月～7月にわたり関連記事を掲載した。

「3 議題」として、(1) 第2回くくり罾技術向上研修会の開催について、10月～11月にくくり罾の設置方法や捕獲後の対処等の研修を予定している。(2) 各機関、団体における今後のイノシシ被害防止対策について、次回の検討会までに関係機関からイノシシ対策の意見を提出することになった。(3) 次回の開催について、9月末から10月上旬頃、次年度の取組についての内容で開催が予定されている。

「4 その他」として、猟友会から、アオサギの捕獲が可能になったこと、今後アライグマの被害が想定されること、今年は大雪の影響からか、イノシシの被害が少ないことが報告

された。以上で報告を終わる。

【藤田会長】

続いて、村松副会長から報告をお願いします。

【村松副会長】

中学生との意見交換会について、本日地域協議会の終了後に打合せを行いたい。実行委員5人中2人が欠席であるがよろしくお願ひしたい。

【藤田会長】

報告3件について、皆さんからご質問や意見はあるか。

無いようなので、私から質問させていただく。浦川原区イノシシ被害防止対策検討会について、くくり罠の設置方法や捕獲後の対処等の研修とあるが、捕獲後の対処の研修とはどういったものか。

【池田副会長】

くくり罠技術向上研修会については、当日都合がつかずに出席できなかったため、山本グループ長から回答をお願ひしたい。

【山本グループ長】

この研修会は、猟友会浦川原分会の方を講師として、浦川原区イノシシ被害防止対策検討会の独自事業として実施し、区内の7人の方から参加いただいた。最初に罠についての座学があり、その後、外に移動して実際にくくり罠を仕掛ける実技の研修を行った。捕獲後の対処の研修については、イノシシ捕獲後にどう処分するかという方法について、猟友会の方から説明があった。

【藤田会長】

具体的にどんな方法なのか聞きたい。

【山本グループ長】

食肉として自分たちが食することもあるが、通常の方法は埋設である。冬期間であれば、自分たちも食肉として集落等で食べている。夏場や春のシーズン後はニオイが出てきて食べられないので、穴に埋めているという話であった。

【藤田会長】

埋設する場所等について、捕った場所で埋めるのか。それは問題ないのか。

【山本グループ長】

適切な場所に埋設していると理解している。

【藤田会長】

埋設や処分は猟師が行うのか。それとも行政の依頼によって行うのか。

【山本グループ長】

捕獲については、鳥獣被害防止対策協議会が猟友会に依頼する。そして猟友会は、その依頼に基づいて捕獲の許可をとるが、その際に処分方法を埋設として許可をもらっているので、埋設については猟友会が行っている。

【藤田会長】

費用は誰が負担するのか。

【山本グループ長】

有害鳥獣捕獲については、例えば、イノシシであれば成獣1頭当たり1万2千円という報償費を支払っているため、その中で対応していただいている。

【藤田会長】

他に無ければ、(3)市からの報告に移る。「上越市過疎地域持続的発展計画」策定についての事前説明を、自治・地域振興課田中課長から願います。

【田中課長】

資料3及び「上越市過疎地域自立促進計画」に沿って説明させていただく。資料の説明に入る前に、過疎計画に関するこれまでの国等の経過を説明させていただく。まず、過疎とは、国の資料などでは地域の人口が減少し、その地域で暮らす人の生活水準や生活機能の維持が困難になるという状態であり、それに加えて、地域社会の活動が低下している状態になった地域を過疎地域と称している。

昭和30年代以降、経済の高度成長に伴い、日本国内では農山漁村地域から都市地域に向けて、若者を中心に大きな人口移動が起こった。その結果、都市地域では人口集中による過密の問題が起こり、一方の農山漁村地域では人口減少等により、基礎的な生活条件の確保に支障をきたすようになるとともに、産業の担い手不足等により、地域での生産機能が低下する過疎となっていった。そこで、緊急の対策として昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」いわゆる「過疎法」が議員立法により制定された。この過疎法の出発点は、都市部との交通インフラなどの生活基盤の格差を是正して生活水準を確保することにあつたが、その後、生活基盤の格差が改善に向かう中においても人口の流出、高齢化の流れが止まらなかったことから、昭和45年以降、これまでの間、過疎地域の振興、活性化、自立促進などと法の目的を変えながら、順次新しくそれぞれ議員立法されてきた経緯がある。

本年4月に移住者施策の取組等の課題解決の動き、地域資源等を活用した地域活力の向上

など地域の持続的発展を目的とした「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定された。当市の対象地域は、平成17年1月1日の合併以前には、旧町村で言えば、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、吉川町、板倉町、清里村、三和村、名立町が過疎地域に指定されており、平成17年の合併後は、この合併に伴う特例で5年間は上越市全域が過疎地域とみなされた。その後、平成21年度からは合併前の過疎地域が一部過疎という扱いで指定されている。現在は、先ほどの旧町村の9つの区域に加え、新たに要件に合致した柿崎区と中郷区が加わり、11区が過疎地域として指定されている。新潟県では、上越市を含む16市町村が過疎地域となっている。法に基づく要件としては、人口の減少率が昭和50年と平成27年を比較して人口が28%以上減少、平成27年度時点で高齢者の比率が区内の人口の35%以上、若年者の比率が11%以下など、いくつかの要件があり、いずれかの要件に合致したところが過疎地域ということになっている。

続いて、上越市過疎地域自立促進計画に基づいて説明させていただく。この計画は、平成28年度から令和2年度までを期間とした旧計画である。8月の地域協議会で新しい計画の案を諮問させていただきたいと思っているが、本日は、その新しい計画の案が間に合わなかったため、旧計画で説明し、新しい計画案のイメージをしていただければと考えている。

この旧計画は、上越市の概況として立地条件や人口、市の行財政の状況等を記載し、その後、産業の振興や交通通信体系の整備などの各種の取組について記載している。まず、上越市の概況として、位置、地勢、自然の状況、人口、市としての沿革、交通や産業の現状、過疎地域の指定、過疎の状況、過疎地域の必要性、市の財政状況、公共施設の整備状況などが整理されており、その上で15ページから17ページにかけて、この計画の基本方針と計画期間を記載している。基本方針では、過疎地域が、安全な食料の国内自給機能、国土の保全、文化の伝承、地球温暖化防止といったいろいろな面で広域的な役割を担っており、上越市全体が持続していくためには必要不可欠な地域であるということ、また、過疎地域と市街地は共生・互恵の関係にあり、過疎地域が健全に維持されるということは、過疎地域の住民の暮らしを守るだけでなく、市全体の安全・安心な生活の確保にもつながることから、当市における重要な地域であると整理し、市の総合計画にうたわれている「選ばれるまち・住み続けたいまち」として、現在の市民にとって住み続けたいまち、未来の市民にとって選ばれるまち・住み続けたいまち、そして、まちの求心力を高め、様々な主体から選ばれるまちを目指して必要な取組を実施していくことを基本方針として記載している。その上で、18ページには産業の振興とあるが、このページ以降、過疎地域の振興に向けて取り組むべき様々な項目を列挙している。産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、高齢者等の保健及

び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備、その他地域の自立促進に関し必要な事項等についてである。

また、項目ごとに現況と問題点、その対策、具体的に行う事業を記載している。事業については、どの地域でどんな工事を予定するかということも記載している。

次に、新たに策定する次期計画について説明させていただく。先ほどお話をさせていただいたが、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されてから、これまで過疎対策として生活を下支えする交通基盤や情報通信基盤の整備、下水道等の生活環境の整備、医療・介護・福祉の確保、産業の振興等に資する事業に取り組んできた。本年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、過疎対策事業債の発行が可能となる国の支援措置が継続されることとなり、有効期限は、令和13年3月31日までの10年間となっている。当市の対象地域は、合併前上越市の15区及び大潟区と頸城区を除く11区が対象地域となっている。法に基づく主な財政上の特別措置として、施設の整備やソフト事業に対する過疎対策事業債の充当や、例えば、統合に伴う小中学校の新築、増築などを行う場合、対象の事業に対して国からの補助金が交付される場合にその補助率が今までよりも良くなるというような内容になっている。

次に、当市で策定しようとしている「過疎地域持続的発展計画」についてである。この計画の目的は、過疎地域の持続的発展を図るために策定することができる事業計画という位置付けである。市町村は、新潟県が別途策定する「過疎地域持続的発展方針」に基づいて、市議会の議決を経て策定することができることされている。

当市においては、過疎地域の持続的な発展を図るために必要な財政上の特別措置を最大限有効に活用できるよう、引き続き、過疎地域持続的発展計画を策定したいと考えたところである。計画は、国から示された構成に従い、はじめに上越市の概況、人口などの動向や市の行財政の状況、基本方針や目標、計画期間といった基本的な事項を記載し、2番から13番に列挙してある具体的な各種の取組を盛り込むことになっている。今回は、先ほど説明した旧計画に、国から新たに追加するよう指示された項目がいくつかある。具体的には、「(5) 地域の持続的発展のための基本目標」、「(6) 計画の達成状況の評価に関する事項」、「2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」、「4 地域における情報化」、「12 再生エネルギーの利用の促進」の5項目である。2から13までの各項目については、旧計画同様、項目ごとに現況と問題点、その対策、具体的に行う事業を記載する。なお、計画の策定にあたっては、県の策定する過疎地域持続的発展方針に基づき、当市の「新市建設計画」や「上越市第6次総合計画」、「上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などとの整合を図

るように留意したいと考えている。今のところ、旧計画から大きな変更は行わず、引き続き、様々な分野を総合的に進めていくことで過疎地域の持続的発展を目指すという計画にしたいと考えている。

次に、今後のスケジュールについて、計画案は、本年12月の市議会に上程する予定で進めており、それまでの手続きとして、8月に対象の11区の地域協議会へ諮問させていただく予定である。9月中旬以降に作業の進捗報告ということで、市議会にその時点の状況を説明し、9月下旬からパブリックコメントを行いたいと考えている。

現時点での計画策定後の内容変更については、今後、上越市総合計画、財政計画の改定を控えており、市の上位計画の改定があれば、これを受けて過疎計画についても見直しを行うこととしている。資料の説明は以上である。

最後になるが、浦川原区地域協議会は通常月末の開催のところ、この過疎計画案を諮問させていただくため、8月については上旬に開催していただけるということで感謝申し上げます。

【藤田会長】

今ほどの説明に対して、質問や意見はあるか。

【北澤誠委員】

過疎地域として指定されていない大潟区と頸城区に対しては諮問、説明はされたのか。またはする予定なのか。

【田中課長】

大潟区と頸城区は、国が示す要件に一つも合致しておらず、計画には載ってこないため、地域協議会への諮問は予定していない。

【北澤誠委員】

説明もしないということか。

【田中課長】

そういうところまでは考えていなかったもので、持ち帰って該当の区と相談させていただきたいと思う。

【藤田会長】

北澤委員の意見と関連するが、この冊子についてよく見てみないと何とも言えないが、区ごとの計画は示されないのか。

【田中課長】

区ごとの計画をお示しすることはないが、実際に実施する事業をどこまで具体的に書くかというところで区ごとの違いが出てくると思っている。過疎地域を対象とはしているが、中

身はあらゆる分野にまたがる総合的な計画でもあり、これを各区に具体的に落とし込んで作るということではなく、過疎地域全体にまたがるような事項を総論的に書いてあるというのが実態である。

【藤田会長】

簡単にいえば、借金をしてその70%が地方交付税で返ってくるので、了解してほしいということか。

【田中課長】

上越市には総合計画があり、産業や福祉の各々の計画や事業計画をもっている。そういったものを実現するために、お金の話になってしまうが、有効な財源があるのであれば、この計画を策定することで使える財源をぜひ使うべきだろうということも、この計画を策定する意図の一つである。

【村松副会長】

確かに浦川原区はだんだんと過疎になっていくのは目に見えている。農業の分野で言えば、基盤整備をやることに対して補助金が出たりするわけだが、耕作にあたっては農機具が高く買えないなどの状況がある。一般の人たちが細々とやっていた田んぼが、基盤整備によってつぶれてしまい、大規模農家に任せることになってしまう。ところが大規模農家でも高齢化によって草刈りなどの作業をやっていけないところが出てくる。結局は、整備などの大きなところに補助金を使って、あとは丸投げのような感じがしている。いくらそこでお金を使っても前に進んでいかないのではないかと思っている。それより、お年寄りが細々と畑などをやっているところを重視していかなければならないのではないか。交通の便や、学校のこともあるが、結局過疎にしてしまったのは行政である。それをもう一度行政から考えてもらい、洗い直してもらわなければ、本当の各区の過疎を止めることはできないと思っている。これに対してお金をどのように使っていくか検討していただければありがたい。

【田中課長】

過疎地域における農業は、生業としてだけでなく、耕作している土地そのものに価値があるということについて、農業部署をはじめとして当課も重視している。農業の分野については、積極的に地域の皆さんと話し合いをして将来像を描いて、課題を見つけて進めていこうと企画している。他の政策についても、いただいた意見を参考にさせていただきたいと思う。

なお、8月に諮問させていただき新しい計画については、委員の皆様にも事前にお手元に届くように送付させていただき、今週末から来週頭にかけて届くように準備をしている。

【藤田会長】

計画にはあらゆる面について盛り込まれており、上越市の全体像がこれによって描かれていくと考えていいのだろうと思うが、浦川原区はどうかという時、区ごとに内容は変わってくるのだろうと思っている。全体像はこうであるということであれば進めていかざるを得ないと思っはいる。要望とすれば、浦川原区では、この計画、普通交付税措置によってどれだけの仕事ができるのかということを示すような方法で諮問していただければ、委員からももっと意見が出てくると思っている。そこまで手が届いていないということについては了解できるが、この点は今後、皆さんの施策の上で生かしていただきたいと思う。

【田中課長】

現実的には毎年度の予算編成の時に、その時々課題も踏まえての事業計画というのが実態である。なお、参考までに、この間、浦川原区において過疎債等を活用した事業を紹介させていただく。例えば、うらがわら保育園の通園バスの購入、浦川原体育館の外壁工事などがある。このほか、市道の整備、舗装修繕に活用している。また、除雪機械の整備、下水道汚水整備といったハード事業に活用してきたという経緯がある。以上である。

【藤田会長】

今ほど説明いただいた過疎計画については、8月6日金曜日、午後6時30分からの地域協議会で諮問を受け、9月8日水曜日の地域協議会で答申するという流れで進めたいと思う。

ここで、自治・地域振興課のお二人は退席いただいて結構である。

(自治・地域振興課退席)

【藤田会長】

続いて、「4 その他」に移る。浦川原区地域協議会委員研修(素案)について、事務局から説明をお願いします。

【北澤班長】

前回の地域協議会で、研修のテーマについては正副会長と事務局で調整することを改めて確認した。その後、7月21日の正副会長会議で研修内容について検討し、本日、資料4として配付させていただいた。「1 目的」は、委員としての資質向上を図るとともに、さらなる見識を深めることを目的として研修会を開催する。「2 開催時期」は、講師との日程調整の時間を考慮し、秋以降を予定している。「3 研修内容」については、4つのテーマを素案としてお示しする。

1つ目は、「集落の無住化とむらおさめ」である。このテーマについては、今年3月に新潟県の地域づくりに関する研修会で島根大学教育学部の作野教授が講演されている。また、先

月26日に谷集会所で開催した月影地区の皆さんとの意見交換会で、集落のいわゆる「終活」について地域協議会でも考えてほしいという意見もあったことから、それを受けた形でのテーマとなっている。

2つ目は、「スマイルリゾートの取組」である。株式会社スマイルリゾートは、湯沢町でスキー場やスポーツ施設を運営しており、去年7月からは、キューピットバレイスキー場の新たな指定管理者となっている。この間、障がい者スキーのほか、グリーンシーズンの現在、グランピングなど多様な取組を展開しており、当区での取組ではないが、大浦安という中で「共生」や「ウィズコロナ」の新しい取組を知るというテーマとして挙げたものである。

3つ目は、「SDGs（持続可能な開発目標）」についてである。皆さんもお聞きになったことがあるかと思う。SDGsとは、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指して、2015年9月の国連サミットで採択された。「住み続けられるまちづくりを」など17の目標を掲げ、国や自治体などが積極的に取り組んでいるものなので、時代に合うテーマと考えた。

4つ目は、「気象と災害」についてである。今年の大雪や先日の熱海での土石流災害など、気候変動が原因となって起こる災害にも様々なものがある。最新の気象情報に注意して災害に備えるとともに、過去の災害事例を知ることもしばしばという時の安全確保になる。気象に関する知識や被害を軽減するために必要なことについて学ぶということで挙げたものである。

以上の4つのテーマが素案となる。事務局からの説明は以上である。

【藤田会長】

皆さんから何か意見はあるか。

【村松副会長】

私は、「集落の無住化とむらおさめ」について研修会を開いてはどうかと考える。

【藤田会長】

他に意見が無いようであれば、浦川原区地域協議会委員研修は「集落の無住化とむらおさめ」で開催することにしたい。日程調整については事務局で行っていただきたい。

【北澤班長】

今後、日程調整をしていく。状況については正副会長会議を通して皆さんに報告させていただく。

【藤田会長】

次に、事務局からその他の件について説明をお願いします。

【北澤班長】

事務局から2点連絡させていただく。1点目は、上越教育大学の大学院生によるアンケート調査の実施についてである。市内全ての地域協議会に対し、地域協議会の役割認識を問うアンケート調査の希望があった。実施時期は、改めて学生から連絡があるので未定だが、地域協議会の開会前に、10分程度時間をいただきたいのでよろしくお願いします。

2点目は、立命館大学による「上越市における活力ある地域社会の創生」に関する住民アンケートの調査結果報告会についてである。このアンケート調査は、立命館大学法学部が独自に行ったもので、今年2月に市内4つの地域自治区の住民を対象として実施された。その4つの地域自治区で結果報告会が開催される。当区もその中の1つとなっており、8月7日土曜日、午後2時30分からコミュニティプラザの市民ホールで開催される。地域協議会委員の皆さんからもよろしければ出席いただければと思う。

【藤田会長】

徳久教授は、上越市の地域自治区ということで関わっていただいている。皆さんからもぜひお聞きいただければ参考になると思う。

【藤田会長】

次に、「5 次回の会議日程」である。次回の第5回地域協議会は、8月6日金曜日、午後6時30分から、浦川原コミュニティプラザで行う。なお、第6回地域協議会は、9月8日水曜日、午後6時30分から、浦川原コミュニティプラザで行う。

以上で第4回浦川原区地域協議会を閉じる。

9 問合せ先

浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL : 025-599-2301 (内線 305)

E-mail : uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。